

車窓動画の撮影や Web 公開について

本件の撮影は、撮影対象が「風景」(車窓)であり、たまたま人が写り込んでしまった場合は、撮影する行為・自分の PC 等に保存する行為、YouTube 等を通して Web に公開する行為…いずれも許容範囲内かつ当方の「表現の自由」権利の範囲内と考えます。

マナーあるいは道義的な位置づけで、状況に応じて、撮ることをお伝えした上で撮り始めることはございます。

過去の判例では「人を撮ることが故意・意図的」なものでさえ、その可否は「**被撮影者の上記人格的利益の侵害が社会生活上受忍すべき限度を超えるものといえるかどうかを判断して決すべき**」(最高裁の判例)とされており、すべて禁止されるに至っておりません。

当サイトのように、人を撮ることはまったく意図がない、さらに、人が写り込んでしまいそうな場合に避けるよう対応している場合は、それ以上の肖像権などの対応は一切不要と考えます。

—

本件の対応について会社様へ連絡したほうが良いと判断した場合は、会社様にご連絡の上でメールアドレス等を経由しまして本文書 (PDF ファイル) でもご送付差し上げます (参考事例やその資料元 URL など)。

事例. [大阪弁護士会の見解例](https://www.osakaben.or.jp/web/radio/view.php?data=soudan_m31-20010210.txt) https://www.osakaben.or.jp/web/radio/view.php?data=soudan_m31-20010210.txt

肖像権の意味としては、個人のプライバシーの保護として承諾なしにみだりにその容貌、姿態を撮影されない権利とされています。

(中略:有名タレントと一緒に写真をとったケース。インターネットに流すということは公表することになりますので、問題提起されました。)

相談者は自分のホームページを何の目的で開いているのでしょうか。何かをテーマとして第三者に訴えたいということだと思います。そうすると1つの表現の自由が保障されていることになります。それと営利目的はないと考えてよろしいでしょうか。

(中略:肖像権の対象が有名タレントの場合となので、本件と関係が薄い)

さて、一般人の場合はどうでしょうか。(中略:テレビニュースで写り込んでしまっている場合の、肖像権権利主張が通らないであろう例)

旅行の写真に写った人を掲載するのはどうかという質問ですが、風景の一部として人物が写っている程度なら、その人の肖像権はかなり制限される、つまり弱められると思いますので掲載しても構いません。ただし、人物が主体となっている写真はその人の承諾がなければ掲載は控えるべきです。

事例. [肖像権侵害/弁護士の法律相談](http://www.asahi-net.or.jp/~zi3h-kwrz/law2pcshozo.html) <http://www.asahi-net.or.jp/~zi3h-kwrz/law2pcshozo.html>

最高裁判所平成17年11月10日判決(出典:判例タイムズ1203号74頁)

人はみだりに自己の容ぼう、姿態を撮影されないということについて法律上保護されるべき人格的利益を有し、ある者の容ぼう、姿態をその承諾なく撮影することが不法行為法上違法となるかどうかは、被撮影者の社会的地位、撮影された被撮影者の活動内容、撮影の場所、撮影の目的、撮影の態様、撮影の必要性等を総合考慮して、被撮影者の上記人格的利益の侵害が社会生活上受忍すべき限度を超えるものといえるかどうかを判断して決すべきである。

事例. [他人の姿\(肖像\)が写真・映像に写り込んでしまったら、肖像権侵害！？弁護士が教える EC 運営者のための IT 著作権法対策⑥](#)

[EC 法務ドットコム～弁護士が運営する IT 法律サイト～](#) http://ec-houmu.com/shouzouken_uturikomi.html

○観光地での写真・動画の撮影に写り込んだ場合

●撮影自体→観光地での写真や動画撮影は一般に行われることであり、観光地へ行けば他人の写真に写り込んでしまうことは常識的にありえるので、「受忍限度内」で適法

●ブログ・SNS等へアップする行為→単純に「観光地」へ行ってきました！！というアップの仕方であれば映り込みはあり得るので「受忍限度内」の可能性が高い(なお、映り込み方があくまでも「従」といえる場合に限る。)。アップの方法として、その人物に言及したり、出会い系の広告等に利用する等については「受忍限度を超え」肖像権侵害となる可能性が高い。

○人が映りこんでしまった場合

① 単に写り込んでしまった場合は、背景等にぼかしを入れて、特定できないようにする。

↓それが難しい場合

② アップの仕方として、その人たちが目立つような記事内容にしない(なお、映り込み方があくまでも「従」といえる場合に限る。詳細は[こちらの記事](#)。)

事例. [写真の著作権・肖像権などについて弁護士に聞いてきたぞ！ #AMN 旅ブログ勉強会 むねさだブログ](#)

- まず、大前提として写真を撮る事自体は、原則自由なんです。誰がどこで写真を撮るのも自由。原則ね。じゃ、どういう場合にNGか、というと「他人の権利を侵害してしまう」場合です。
- 「それを公開されることで恥ずかしい、嫌だ」と思われることが肖像権を侵害しているということになります。ただ、実際は「故意に明らかに恥ずかしく好ましくない状態や、顔のドアップを公開しちゃう」とかでなければ、訴えられたり、訴えられても損害賠償にまでつなげるケースはほぼ無いようです。